

# 介護施設における労働災害防止について

令和6年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

厚生労働省労働基準局 安全衛生部 安全課

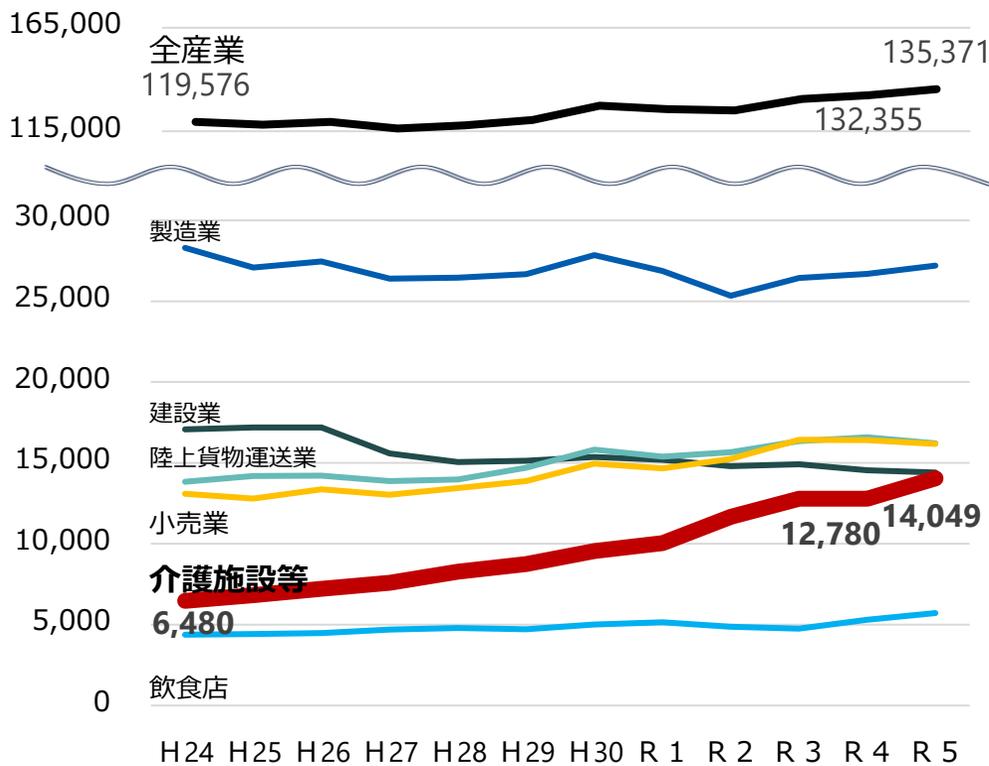
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 介護施設における労働災害防止について（厚生労働省労働基準局長・老健局長から都道府県知事・市区町村長への要請文）

（令和6年3月29日付け基発0329第34号・老発0329第10号）

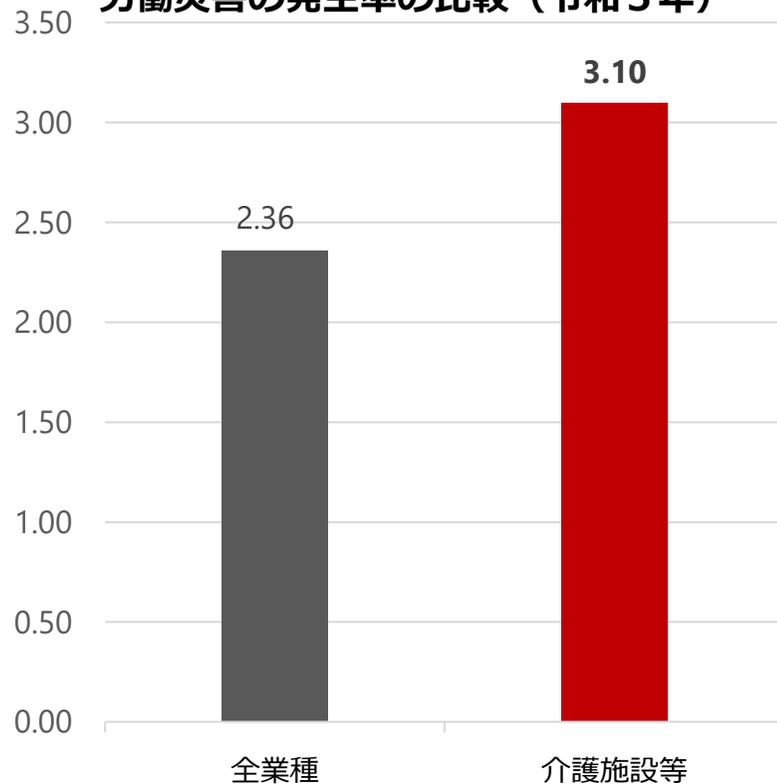
- 介護施設においては、近年、介護サービスの需要増大を背景として介護施設における労働災害が著しく増加しており、その発生率（労働者1000人あたりの労働災害発生件数）も全産業の平均値より高く、1件の労働災害による平均休業見込み日数も43.3日となっており、**重篤な労働災害**が多くなっています。
- 介護保険事業のご担当におかれても、労働災害の現状とともに労働災害防止に取り組むことの重要性の周知や各種取組への働きかけ等をお願いします。

### 業種別の休業4日以上の労働災害の推移



データ出所：労働者死傷病報告 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

### 労働災害の発生率の比較（令和5年）



データ出所：労働者死傷病報告（令和5年）  
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く  
 労働力調査（年次 2023年 II-I表 役員を除く雇用者）

# 介護施設における労働災害防止について

(令和6年3月29日付け基発0329第34号・老発0329第10号)

介護事業者が介護労働者の労働災害防止に取り組むことは、単に労働者の安全衛生確保という観点のみならず、介護業界が直面する課題に直結する経営上の観点からも極めて重要

## 総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の  
処遇改善

多様な人材  
の確保・育成

離職防止  
定着促進  
生産性向上

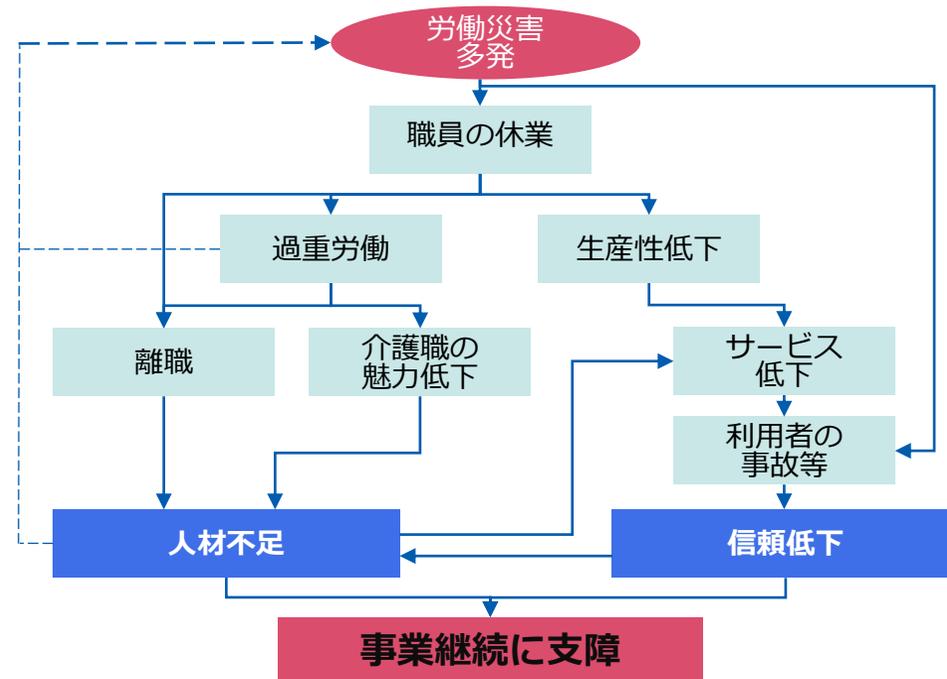
介護職  
の魅力向上

外国人材の受  
入れ環境整備

※上記内容は社会局・老健局資料「総合的な介護人材確保対策（主な取組）」で掲げる対策を列挙したものです。

介護従事者の労働災害防止は、介護業界が直面する様々な問題に直結する経営上の重要課題

- 人材不足（新規採用、離職防止、定着促進）への対応
- 利用者の災害（事故）、利用者を巻き込んだ災害（事故）の防止
- 働き方の質の向上による介護サービスの質の向上（生産性向上）

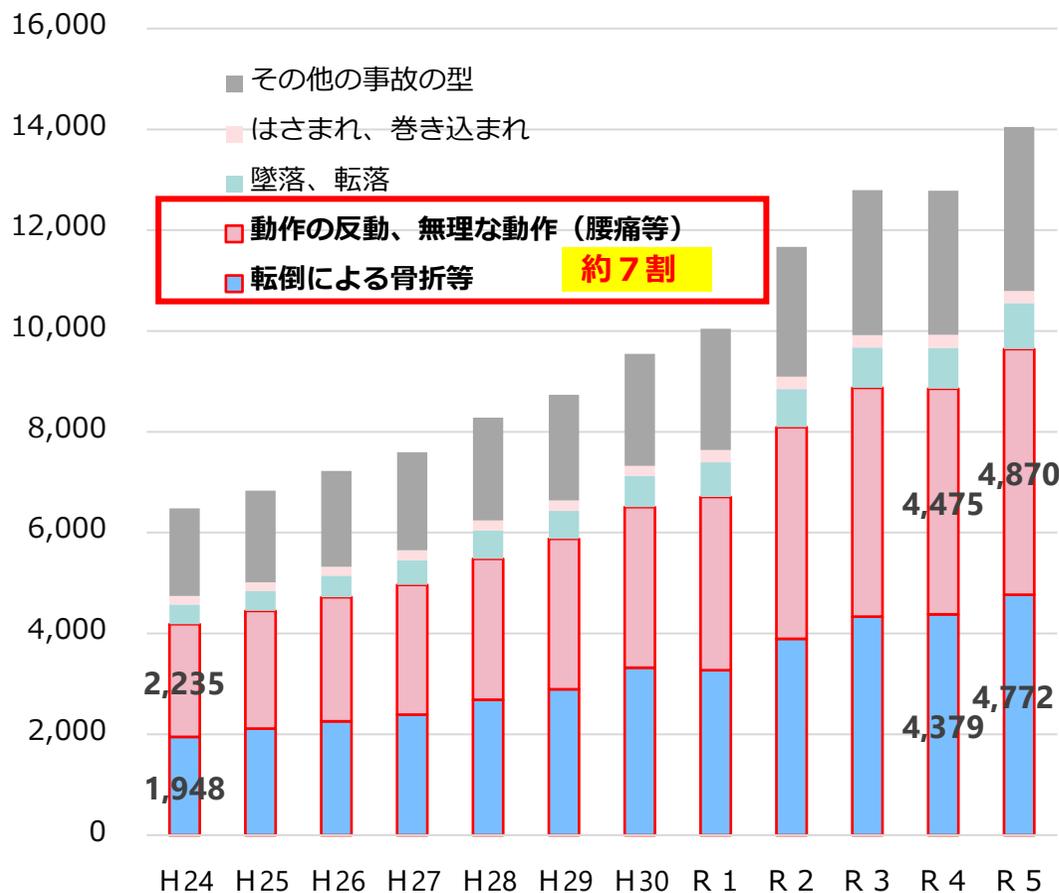


# 介護施設における労働災害防止について

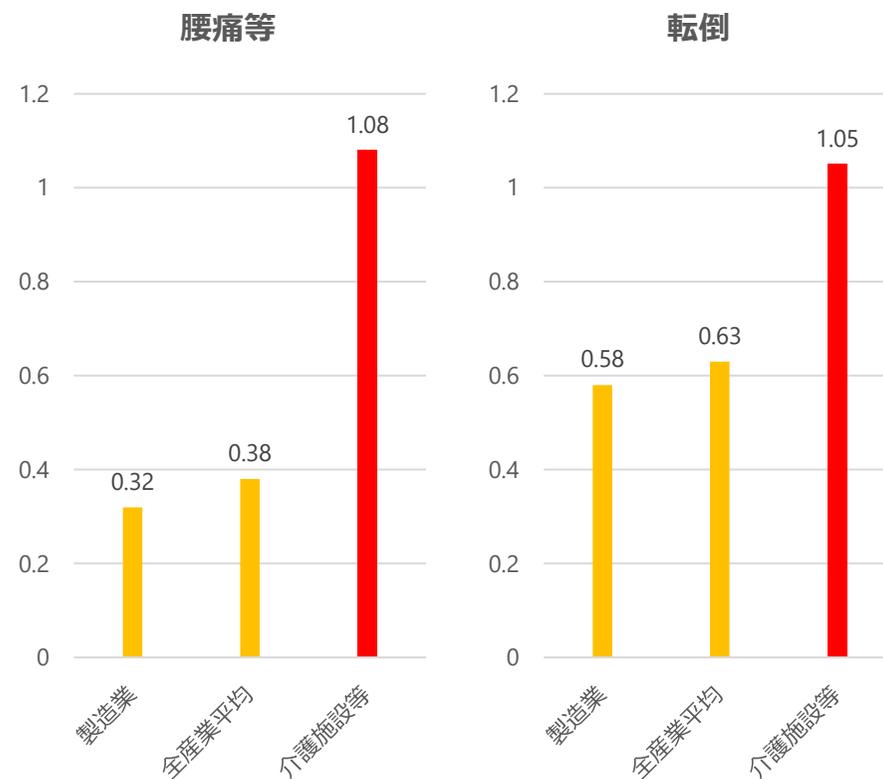
(令和6年3月29日付け基発0329第34号・老発0329第10号)

介護施設等における休業4日以上の労働災害は、動作の反動・無理な動作（腰痛等）、転倒で約7割を占めている

## 介護施設等における休業4日以上の労働災害の推移



## 介護施設等における転倒・腰痛による労働災害の発生率（令和5年）



発生率 = 労働者1000人あたりの労働災害発生件数

データ出所: 労働者死傷病報告 (令和5年)

※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く  
労働力調査 (年次 2023年 II - I 表 役員を除く雇用者)

# 介護施設における労働災害防止について

(令和6年3月29日付け基発0329第34号・老発0329第10号)

厚生労働省では、介護者の腰痛予防や転倒防止のための具体的対策を示したリーフレットの周知を行っています。また、補助金による中小事業者への設備・装備の導入や、腰痛等防止のための「ノーリフトケア」の導入への支援等を行っていますので、労働災害の現状とともに、介護事業者への周知等をお願いいたします。

## 【腰痛等の動作による身体の部位の負傷の予防】

腰痛で苦しんでいる介護職場のみなさまへ

## 介護者の腰痛予防のための安全衛生活動チェックポイント

安全衛生活動を見直すことで  
介護者の腰痛を予防できる  
ことがあります。



このチェックポイントは  
安全衛生活動を  
進めることにより  
介護者の腰痛を予防する  
お手伝いをします。

独立行政法人 労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所

## 【労働者の転倒による骨折等の防止】

介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を  
防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

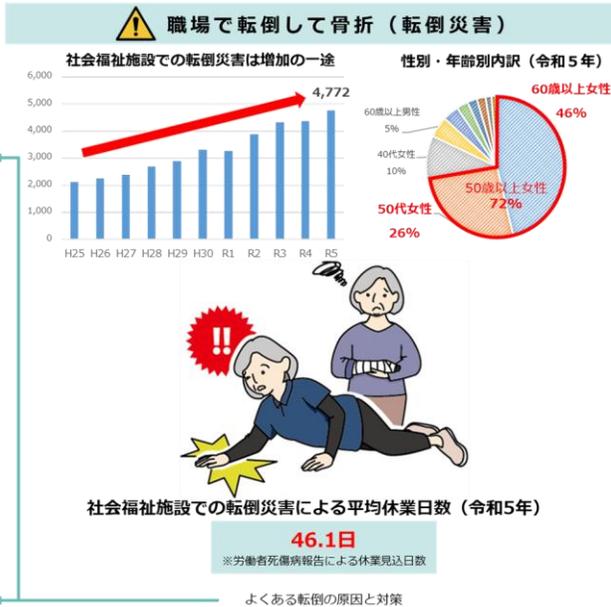
### 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もなところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒  
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）  
➢ 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒  
➢ 事業場内の通路の段差の解消（★）、「見える化」  
➢ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒  
➢ 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒  
➢ 介助の周辺動作のときも焦らせない  
➢ 介助のあとは「一呼吸置いて」から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒  
➢ 適切な通路の設定  
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒  
➢ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる

### 「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒  
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する（★）
- 浴室等の水場で滑って転倒  
➢ 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す（★）  
➢ 滑りにくい履き物を使用させる  
➢ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒  
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
➢ 清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒  
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う  
➢ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます  
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



### 転倒リスク・骨折リスク

- 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります  
✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」  
✓ 「毎日かんたん！ロコモ予防」
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう  
✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」

# 介護施設における労働災害防止について

(令和6年3月29日付け基発0329第34号・老発0329第10号)

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のためにエイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください **(令和7年度も実施予定です)**

## 令和6年度エイジフレンドリー補助金 (※今年度の申請受付期間は終了いたしました)

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li><b>高齢労働者(60歳以上)</b>を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している <b>(年齢制限なし)</b></li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>事業所カルテや健康スコアリングレポート</b>を活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul>
補上助限額	補助率：1/2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3/4 上限額：30万円 (消費税を除く)	

### ① 高齢労働者の労働災害防止対策コース

#### (ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)

従業員通路への凍結防止装置の導入



#### (イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



#### (ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

#### (エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

### ② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース

労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。6

# 介護施設における労働災害防止について

(令和6年3月29日付け基発0329第34号・老発0329第10号)

労働者が概ね100人未満の介護事業者等の安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを無料で行っていきますのでご活用ください。

## 中小規模事業場安全衛生サポート事業

**費用は無料です!**

中小規模事業場

### 安全衛生サポート事業

をご活用ください!

令和4年の労働災害死傷病者数約13万人のうち、従業員99人以下の企業でその75%が発生しています\*。中央労働災害防止協会では、その減少を目的に「中小規模事業場安全衛生サポート事業」を実施しています。サポートには、個別の企業等を支援する「**個別支援**」と、商工会や工業団地などの集団を支援する「**集団支援**」の2種類があります。

**費用は無料です**、是非ご活用ください。

\*厚生労働省「労働のあんぜんサイト」(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)参照

### <個別支援>

**1 専門家のアドバイスでストップ労災!**

知識・経験豊富な安全衛生の専門家が職場にお伺いし、労働現場や作業の問題点を明らかにして改善のアドバイスを行います。

製造業、鉱業の事業場に加え、「安全推進者の配置等に係るガイドライン(平成26年3月)」(厚生労働省)を踏まえ、第三次産業(小売業、飲食店、社会福祉施設等)の店舗・施設等を対象としております。

**費用 費用は無料**  
(厚生労働省の補助事業のため)

**対象**

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業が対象
- 労働者が概ね100人未満の事業場が対象

**1 現場確認で弱点を探し出します**

2時間程度の現場確認で、安全衛生面での弱点を探し出します。

**2 現場確認を参考に職場に必要な支援を実施します(教育・アドバイス等) ~オンラインでも対応します~**

- 安全衛生の弱点を明らかにし、改善の手順をお伝えします。
- 職場巡視に同行し、巡視における目の付け所をアドバイスします。
- 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイスを行います。
- 機械災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的な方法をお伝えします。
- 化学物質による健康障害や爆発火災等のリスク評価の進め方をお伝えします。
- はさまれ巻き込まれ防止等のための機械設備の安全化へのアドバイスを行います。

### <集団支援>

**1 事業場(店舗)の方が集まる機会はありませんか。無料で安全衛生に関する研修会を開催できます。**

**オンラインでも対応します**

企業系協会の、商工会議所、商工会、同業種協同組合、工業団地などの事業場、第三次産業では店長会議など店舗の方が集まる機会を活用し、安全衛生に関する研修会を無料で実施します。

また、事業場(店舗)に専門家が直接お伺いし、簡単な安全衛生のチェックとアドバイスをを行う「**個別支援**」と組み合わせで実施することも可能です。

**費用 費用は無料**  
(厚生労働省の補助事業のため)

**対象**

- 労災保険加入の製造業、第三次産業、鉱業の事業場であって、労働者数が概ね100人未満の事業場を中心とする集団、団体等が対象です。
- 労働者数が100人を超える事業場が集団に含まれる場合であっても、集団支援は可能です。詳しくは問合せ先にご相談ください。

**1 みんなで学んで労災を防止!**

工場、店舗、社会福祉施設などの代表の皆さんが集まる機会を利用して、安全衛生に関する研修会や講演を行います。2時間程度の研修会を開催いたします。

**2 このようなテーマの研修や講習を実施します**

1. ヒューマンエラーとその防止対策	7. はさまれ・巻き込まれ対策
2. 転倒災害防止対策の進め方	8. 安全・安心のための5S活動
3. 職場巡視のチェックポイント	9. 職場の腰痛予防対策
4. これから進める化学物質対策(*1)	10. 保護具の適切な使用方法 など
5. 事業者求められる安全配慮義務	11. 職員の役割とは何か(*2)
6. メンタルヘルス対策の進め方	

\*1 令和5年4月1日、令和6年4月1日に段階的に施行される「新たな化学物質管理規制」では、従来の「法令順守型」から、リスクアセスメント主体の「先取り型」の化学物質管理が事業者者に求められています。

\*2 安衛法により職長等に対する安全衛生教育が必要な対象業種が、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に拡大されました。(令和5年4月1日施行)

**[申込等に関するお問合せ]**

中央労働災害防止協会 技術支援部 (〒108-0014 東京都港区芝5-35-2)  
TEL: 03-3452-6366 / FAX: 03-5445-1774 / Eメール: gijutsu@jisha.or.jp  
または、以下のホームページ記載の地区安全衛生サービスセンターまでお願いします。  
WEB: <https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html> または

\*個別支援において知り得た事業場の情報は、行政機関はじめ第三者が知ることはありません。ただし、中災防が法令に基づく情報の開示を求められた場合を除きます。

ご相談、お困りのことなどがあれば、厚生労働省担当課（労働基準局安全衛生部安全課）、労働局や労働基準監督まで遠慮なくご相談ください。

お問い合わせ先  
労働基準局 安全衛生部 安全課  
サービス産業・マネジメント班  
TEL:03-5253-1111（内線5256）